

第43号議案

芦屋市子ども・子育て会議条例の制定について

芦屋市子ども・子育て会議条例を別紙のように定める。

平成25年6月7日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

子ども・子育て支援法第77条第3項の規定に基づき、芦屋市子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、芦屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所関係者
- (3) 幼稚園関係者
- (4) 保護者団体関係者
- (5) 子育て支援団体関係者
- (6) 事業主団体関係者
- (7) 労働者団体関係者
- (8) 市民
- (9) 行政関係者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市立上宮川文化センター運営審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市子ども・子育て会議	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

芦屋市子ども・子育て会議条例要綱

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法第77条第3項の規定に基づき、芦屋市子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 設置（第1条関係）

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、芦屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(2) 所掌事務（第2条関係）

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(3) 組織（第3条関係）

ア 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

イ 委員は、次の者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(ア) 学識経験者

(イ) 保育所関係者

(ウ) 幼稚園関係者

(エ) 保護者団体関係者

(オ) 子育て支援団体関係者

(カ) 事業主団体関係者

(キ) 労働者団体関係者

(ク) 市民

(ケ) 行政関係者

(コ) (ア)から(ケ)までの者のほか、市長が適当と認める者

(4) 任期（第4条関係）

ア 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

イ 委員は、再任されることができる。

(5) 会長及び副会長（第5条関係）

ア 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

イ 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

ウ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(6) 会議（第6条関係）

ア 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

イ 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

ウ 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

エ 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(7) 部会（第7条関係）

ア 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができ、部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

イ 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

ウ 部会長は、部会の事務を掌理する。

エ 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

オ (6)（ウを除く。）は、部会の会議について準用する。

(8) 庶務（第8条関係）

子ども・子育て会議の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

(9) 補則（第9条関係）

この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、2(4)にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- (3) 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
芦屋市子ども・子育て会議の委員の報酬を次のように定める。

区分	支給単位	報酬額(円)
会長	日額	13,500
委員	日額	11,200

子ども・子育て支援法抜粋

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(第4項及び第5項省略)

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 (第1項省略)

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

(第3項省略)

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 (第1項省略)

(第2項省略)

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(第4項から第6項まで省略)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 (第1項省略)

(第2項から第6項まで省略)

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(第8項から第10項まで省略)